

○総務省告示第 号

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十三年 月 日

総務大臣 片山 善博

1 電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的な方向

一 電気通信は、時間と距離を超越することで地理的・空間的制約を克服できるものとして、情報の流通のための中核的な役割を果たすものである。これまでにブロードバンドインフラの整備と利用が広がり、電子商取引の環境整備とその飛躍的拡大、地域社会におけるケーブルテレビ等の普及など、高度な情報通信ネットワークの整備とその利用が進展している。

二 今後さらに世界最高のインフラを有する最先端の国家として国民の生活を継続的に向上・発展させるためには、ブロードバンドインフラの全国的な整備を図り、地理的デジタル・ディバイドを是正することで「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」利用できるユビキタスを推進するとともに、安全・安心な社会を実現することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することが重要である。

三 電気通信基盤充実臨時措置法（以下「本法」という。）においてその促進を図ることとしてい

る「高度通信施設整備事業」は、電気通信分野における技術革新の成果をいかし、豊かなコミュニケーションを可能にしようとするものであり、家庭、産業、行政等経済社会のあらゆる分野の発展に大きく寄与するものと期待される。また、「信頼性向上施設整備事業」は、我が国の国民生活・社会経済活動において情報通信への依存度が高まっている今日、電気通信システムの信頼性を高めようとするものであり、情報通信の安全・安心な利用環境の実現に寄与するものと期待される。そして、「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」は、放送分野における技術革新の成果をいかし、高度化・多様化する情報ニーズに応えるものであり、放送における多様な情報選択の実現に寄与するものと期待される。

イ 高度通信施設整備事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 情報化・個性化の進む今後の社会では、電気通信に対する需要が一層高度化・多様化していくものと考えられる。例えば、企業活動においては単に業務の効率化を進めるのみならず、情報通信技術を活用することにより新しい付加価値を創造することが世界を先導する産業の国際競争力の維持・強化につながるものとなっている。また、情報通信技術を利用する生活者がその効果を実感できるよう、あらゆる分野において情報通信技術が利用できるように、知識や情報が自由かつ容易に流通・交換されるようにする必要性が一層高まっている。他方、光伝送技術、高度な多重化技術、無線通信技術等情報通信技術の急速な進展により、

こうした需要に応え得る環境も整いつつあり、これらの多様な技術を活用してブロードバンドインフラの全国整備を進める必要がある。

(2) 本法は、大量の情報の高速伝送並びに多彩な通信サービス及びその高度な利活用を実現するための「高度通信施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後電気通信網が次のような機能を備えるよう、その高度化を図っていくとともに、当該電気通信網の利用の促進に向けて公益分野（教育又は医療）に関する業務に使用される多彩なコンテンツの利用環境を整備する必要がある。

- (i) 動画像等の大量の情報を瞬時に伝送できること（高速化）。
- (ii) 高度な通信機能を備え、利用者の利便性を高めるための知的な処理を行えること（インテリジェント化）。
- (iii) 利用者の時々の要求に応じて、音声、文字、画像等の様々な形式の情報に対応できるところ（複合化）。

ロ 信頼性向上施設整備事業の推進に関する基本的な方向

(1) 電気通信に対する需要が高度化・多様化する中、電気通信システムの高度化及び電気通信事業者間の電気通信システム相互接続が進展し、多様な電気通信サービスが提供されてい

る。また、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。）を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。以下同じ。）は、近年急速に普及しており、多チャンネル化の進展により多様な情報の提供を実現している。この結果、国民生活や社会経済活動は益々電気通信に依存するようになっていく。このような中で、自然現象や人為的な要因により電気通信システムに障害が発生し、電気通信サービスの提供に支障が生じた場合に、社会全体への影響が著しく増大している。

(2) 本法は、電気通信システムの信頼性を向上するための「信頼性向上施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後、電気通信役務又は有線テレビジョン放送の役務の提供に係る支障の発生を防止し、又は支障が発生した場合に速やかに除去できるよう、電気通信システムの信頼性の向上を図っていく必要性がある。

ハ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の推進に関する基本的な方向

(1) 情報化・個性化の進む今後の社会では、有線テレビジョン放送に対する需要が一層高度化・多様化していくものと考えられる。例えば、多チャンネルの有線テレビジョン放送、歪み

、雑音の少ない高品質の有線テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送やデータ放送などの高画質・高機能の有線テレビジョン放送に対する利用者のニーズが一層高まってきている。

他方、光伝送技術、デジタル圧縮技術等情報通信技術の急速な進展により、こうした需要に応え得る環境も整いつつある。

- (2) 本法は、多様な情報選択を可能とする有線テレビジョン放送を実現するための「高度有線テレビジョン放送施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後有線テレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（以下単に「有線電気通信設備」という。）が、多数のチャンネルを効率的に伝送することや、低雑音で高品質の信号を伝送することが可能となるよう、その高度化を図っていく必要がある。

## 2 施設整備事業の内容に関する事項

### 一 高度通信施設整備事業の内容に関する事項

#### イ 高度通信施設の具体的内容

本法の運用において、支援措置の対象とする高度通信施設整備事業は、電気通信業の用に供する施設であって、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこ

れを設置するための建物その他の工作物からなる高度通信施設を整備する事業であつて、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者及び同法第九条に定める電気通信回線設備を設置し、当該設備に同法第二条第五号に定める電気通信事業者が電気通信役務を提供するための長期かつ安定的な使用権を設定する地方公共団体が行うものである。

(1) 本法第二条第一項第一号に定める電気通信設備として次に掲げるもの<sup>(xiv)</sup>及び<sup>(xv)</sup>に掲げる電気通信設備については、(4)に掲げる電気通信設備を設置する学校教育法<sup>(xiv)</sup>及び<sup>(xv)</sup>に掲げる電気通信設備については、(4)に掲げる電気通信設備を設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号の規定により施設を定める省令（平成二十三年総務省令第 号）に規定する施設（以下「学校等」という。）に設置されるものであつてロ(4)に掲げる役務を提供するために設置されるものに限る。）

(i) 光ファイバケーブル

(ii) 同期デジタル伝送装置（交換機等から送出された同期デジタル信号を、五十一・八四メガビット毎秒又は百五十五・五二メガビット毎秒の同期デジタル信号に変換する機能、その変換された信号を伝送すべき方路ごとに振り分ける機能、更に振り分けられた信号を百五十五・五二メガビット毎秒を基本とする信号に多重化する機能及びこれらの制御を行う

機能を有するもので、伝送媒体として光ファイバ又は二ギガヘルツから三十ギガヘルツまでの周波数の電波を利用するもの)

(iii) 端末系光端局装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、端末系光幹線路に接続されるもの)

(iv) 光端末回線装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるもの)

(v) 網内ルーター(インターネットを構成するルーターのうち四十五メガビット毎秒以上の伝送速度に対応するものであつて、利用者の要求に応じて、一定の伝送容量を確保する機能を有するもの)

(vi) 波長分割多重化装置(光伝送の方式における波長の異なる複数の搬送波を多重化して伝送する機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路に接続されるもの)

(vii) デジタル加入者回線多重化装置(デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であつて、端末設備でないもの)

(viii) デジタル加入者回線信号分離装置(デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であつて、端末設備でないもの)

(ix) デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備(回線収容能力が五百回線以下のデジタ

ル加入者回線多重化装置を收容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるもの)

(x) 無線アクセス通信用無線設備(インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する無線局(その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。)に用いられるもの)

(xi) 無線アクセス通信用回線接続装置(インターネットの利用を可能とする機能を有する回線接続装置であつて、無線アクセス通信用無線設備に接続されるもの)

(xii) ケーブルモデム(インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であつて、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるもの)

(xiii) 衛星インターネット通信用無線設備(インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、人工衛星の無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)と無線通信を行うもの(他の一の衛星インターネット通信用無線設備によつてその送信の制御が行われるものを含む。))

(xiv) ファイアウォール装置(不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。)



- (xv) ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）
- (2) 本法第二条第一項第二号に定める電気通信設備として次に掲げるもの  
通信網制御装置（公衆網において他の者との通信を利用者が独自に定めた電気通信番号により行い得ることとする電気通信役務その他これに類する高度な電気通信役務の提供のために必要となる制御指令信号を蓄積及び処理し、専用の回線を通じて交換設備に発信する装置のうち、二以上の中央処理装置及び四メガバイト以上の主記憶装置並びに毎秒五十万以上の命令を処理する機能を有するもの）
- (3) 本法第二条第一項第三号に定める電気通信設備として次に掲げるもの
  - (i) 複合通信用交換機（非同期伝達方式により、各種の伝送速度の電気通信信号を統合的に交換するもの）
  - (ii) 複合通信変換装置（音声、文字、画像その他の異なる形式の情報を表す電気通信信号を、利用者の要求に応じて相互に変換し、当該電気通信信号を端末設備に発信するものうち、二以上の中央処理装置及び一メガバイト以上の主記憶装置並びに毎秒百万以上の命令を処理する機能を有するもの）

- (iii) IPバージョン6対応ルーター（インターネットを構成するルーターのうち、IPバージョン6の通信機能を有するもの）
- (iv) マルチサービス対応光伝送装置（光伝送の方式における音声、文字、画像その他の異なる形式の情報を有する電気通信信号を統合して伝送する機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路に接続されるもの）
- (v) 帯域制御型伝送装置（光伝送の方式における音声、文字、画像その他の異なる形式の情報を有する電気通信信号について一定の伝送容量を確保し又は優先的に処理する機能を有する装置であって、端末設備でないもの）
- (vi) 電気通信事業者用IPアドレス変換装置（インターネットを構成するIPアドレス変換装置（異なるIPアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるIPアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるIPアドレスを相互に変換するもの）
- (vii) IPバージョン4/IPバージョン6トランスレータ（インターネットを構成するトランスレータ（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン4による通信とIPバージョン6による

通信を相互に変換するもの)

(viii) IPバージョン6対応VοIPサーバー(インターネットを構成するVοIPサーバー

(IPネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を送受信する機能又はIP電話端末間のセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。))を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。))のうち、IPバージョン6の通信機能を有するもの)

(ix) IPバージョン6対応ネットワーク管理装置(電気通信事業者のIPバージョン6に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するもの)

(4) 本法第二条第一項第四号に定める電気通信設備として次に掲げるもの

(1) (i)に掲げる光ファイバケーブル(配線盤(き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。))と光端末回線装置(学校等に設置されるものに限る。))との間を接続するもの(一の芯線を二以上の利用者が共用する区間に敷設されるものを除く。))に限る。以下「加入者系光ファイバケーブル」という。))を設置する計画と同一の計画に基づき学校等に設置されるサーバー用の電子計算機(これと同時に設置する当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバー用のオペレーティングシステム、附属の補助記

憶装置又は附属の電源装置を含む。)のうち、加入者系光ファイバケーブルを通じて行う

ロ(4)に掲げる役務の用にのみ供するもの

ロ 高度通信施設により提供が可能となる役務

(1) イ(1)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、利用者が大量のデータや動画像等の情報を円滑に送受信することを可能とするサービス等、大量の情報を瞬時に伝送するサービスのみにする。

(2) イ(2)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、利用者が複数の利用者と同時に通話できるサービスや利用者が特定のグループ内で独自の番号により相互に通信を行うことを可能にするサービス等、電気通信網の高度な通信機能を活用し、電気通信の使いやすさを向上させるサービスのみにする。

(3) イ(3)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、音声、文字、画像等の異なる形式の情報を統合して伝送することにより一体的に利用できるサービス、これらの情報を伝送容量や優先度に応じて制御すること等により需要に応じて伝送するサービス等、多様な形式の情報を利用者の求めに応じて伝送するサービスのみにする。

(4) イ(4)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、大量のデータや動画像等の情報を瞬時に送信するサービスであつて、次に掲げるもの(公共アプリケーション)のみにする。

(i) 学校教育及び社会教育において隔地者に対する視聴覚教育を行うために提供されるサービス

(ii) 医療に係る動画像等の情報を隔地者に対して送信することにより、医療に関する業務を効果的に行うために提供されるサービス

(iii) (i)及び(ii)に附帯する業務のために提供されるサービス

## 二 信頼性向上施設整備事業の内容に関する事項

本法の運用において、支援措置の対象とする信頼性向上施設整備事業は、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する施設であつて、電気通信システムの信頼性を著しく高めるための次に掲げる信頼性向上施設を整備する事業であつて、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第六号に規定する有線テレビジョン放送事業者が行うものである。

(1) 本法第二条第三項第一号に定める施設（電気通信役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設）

次の電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

(i) 回線切替装置（電気通信回線の断絶その他の障害時に他の電気通信回線に自動的に切り換

えるもの)

- (ii) 電気通信システム遠隔監視設備（電気通信システムの作動を一元的に遠隔監視する機能を有するもので、これに附属する装置を含む。）
- (iii) 非常用無線装置（電気通信回線の断絶その他の障害時に臨時の伝送路を無線により設定するもののうち、専用アンテナにより通信を行うもの）
- (iv) 非常用電源装置（通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信設備に電力を供給するもの）
- (v) コンピュータウイルス監視装置（インターネットの利用を可能とする機能を有する電気通信設備に接続される装置であつて、コンピュータウイルスを検知し、当該コンピュータウイルスによる被害の拡大を防止する機能を有するもの）
- (vi) 高信頼伝送装置（伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路への分散・切替を自動的に行う機能を有するもの）
- (vii) 経路最適化装置（ネットワーク内の通信経路を自動的に最適化する又は優先接続の機能を有するもの）
- (viii) 高品質相互接続装置（異なるネットワークを、信頼性を確保して高品質に相互接続させる機能を有するもの）

(ix) 携帯電話用車載基地局（携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いる臨時の基地局装置）

(2) 本法第二条第三項第二号に定める施設（専ら電気通信設備である線路（その附属設備を含む。）を收容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、当該線路の保守の作業が容易であるもの）

次の土木設備

(i) とう道

(ii) 高信頼管路設備（専ら電気通信設備である線路を收容する管路設備のうち、外管と内管により二重化されたもの）

三 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の内容に関する事項

イ 高度有線テレビジョン放送施設の具体的内容

本法の運用において、支援措置の対象とする高度有線テレビジョン放送施設整備事業は、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線電気通信設備であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を整備する事業であつて、放送法施行規則第二条第六号に規定する有線テレビジョン放送事業者が行うものである。

(1) 本法第二条第五項に定める有線電気通信設備

有線電気通信設備の広帯域化、高品質化のために必要となる次に掲げるもの

- (i) 光ファイバケーブル
- (ii) デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるもの）
- (iii) 受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるもの）
- (iv) デジタル放送番組送出装置（デジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送の放送番組を制作し、これを送出する機能を有する装置であつて、デジタル送信用光伝送装置に接続されるもの）

3 施設整備事業が行われる地域に関する事項

一 高度通信施設整備事業が行われる地域に関する事項

高度通信施設を可及的速やかに全国的に整備し地理的なデジタル・デイバイドを是正することにより、我が国における高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「事業者



「という。」は、高度通信施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信施設を整備する地域の拡大に努めるものとする。

## 二 信頼性向上施設整備事業が行われる地域に関する事項

各信頼性向上施設の特性を考慮し、適切な地域に整備を行うことにより、電気通信システムの信頼性の向上を効果的に図ることができるよう努めるものとする。

## 三 高度有線テレビジョン放送施設整備事業が行われる地域に関する事項

有線テレビジョン放送は、地域に密着したメディアであるとともに、多様な情報選択を可能とする多チャンネルの情報メディアであるため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、事業者は、高度有線テレビジョン放送施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度有線テレビジョン放送施設を整備する地域の拡大に努めるものとする。

## 4 その他施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### 一 高度通信施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

#### イ 電気通信サービスの提供に当たったの配慮

電気通信サービスの提供に当たっては、家庭、中小企業、心身障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるよう努めること。

ロ 国際標準への配慮等

国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配慮することにより、電気通信事業者間の相互接続性の確保に努めること。

ハ 国際環境との調和の確保への配慮

外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

ニ 地域の振興又は整備に関する計画との調和

高度通信施設整備事業の実施に当たっては、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。

ホ その他

道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）上の道路となることが予定されているものを含む。以下「道路」という。）に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

二 信頼性向上施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

イ 電気通信事業者間及び有線電気通信設備間の相互接続への配慮

電気通信事業者間の電気通信システムの相互接続の進展に鑑み、信頼性の向上に関する必要

な情報の交換が促進されるよう努めること。また、有線電気通信設備間の相互接続性の確保に努めること。

ロ 国際標準への配慮

国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況に配慮すること。

ハ 国際環境との調和の確保への配慮

外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

ニ 地域の振興又は整備に関する計画との調和

信頼性向上施設整備事業の実施に当たっては、地域における防災等のための取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。

ホ その他

道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合においては、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

三 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

イ 国内標準への配慮

有線電気通信設備間の相互接続性の確保に努めること。

ロ 国際標準への配慮

国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配慮すること。

ハ 国際環境との調和の確保への配慮

外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

ニ 地域の振興又は整備に関する計画との調和

高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に当たっては、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。

ホ その他

道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

5 その他

本法第四条に規定する実施計画の認定及び本法第五条に規定する実施計画の変更等に係る手続その他必要な事項については、総務大臣が別に定めるところによる。

改正案	現 行
<p>施設整備事業を推進するための基本的な指針</p> <p>1  電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的な方向</p> <p>一  三  (略)</p> <p>イ  高度通信施設整備事業の推進に関する基本的な方向</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本法は、大量の情報の高速伝送並びに多彩な通信サービス及びその高度な利活用を実現するための「高度通信施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後電気通信網が次のような機能を備えるよう、その高度化を図っていくとともに、当該電気通信網の利用の促進に向けて公益分野（教育又は医療）に関する業務に使用される多彩なコンテンツの利用環境を整備する必要がある。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>ハ  (略)</p> <p>2  施設整備事業の内容に関する事項</p>	<p>(同上)</p> <p>一  (同上)</p> <p>1  3  (同上)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>1  (同上)</p> <p>2  本法は、大量の情報の高速伝送や多彩な通信サービスを実現するための「高度通信施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後電気通信網が次のような機能を備えるよう、その高度化を図っていく必要がある。</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>(3) (同上)</p> <p>二  (同上)</p>

一 高度通信施設整備事業の内容に関する事項

イ 高度通信施設の具体的内容

本法の運用において、支援措置の対象とする高度通信施設整備事業は、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる高度通信施設を整備する事業であつて、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者及び同法第九条に定める電気通信回線設備を設置し、当該設備に同法第二条第五号に定める電気通信事業者が電気通信役務を提供するための長期かつ安定的な使用権を設定する地方公共団体が行うものである。

- (1) 本法第二条第一項第一号に定める電気通信設備として次に掲げるもの (xiv) 及び (xv) に掲げる電気通信設備については、(4) に掲げる電気通信設備を設置する学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校、医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院又は電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号の規定により施設を定める省令 (平成二十三年総務省令第 号) に規定する施設 (以下「学校等」という。) に設置されるものであつて口(4) に掲げる役務を提供するために設置されるものに限る。) )

(i) (iv) (略)

(一) (同上)

1) (同上)

本法の運用において、支援措置の対象とする高度通信施設整備事業は、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる次に掲げる高度通信施設を整備する事業であつて、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は放送法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号) の施行の際現に同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律 (昭和三十三年法律第五十二号) 第三条の許可を受けている者が行うものである。

- (1) 本法第二条第一項第一号に定める電気通信設備 (移動する事物の瞬時的影像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備) に係るもの

電気通信網の高速化のために必要となる次に掲げる施設  
ア イ (同上)

(v) 網内ルーター（インターネットを構成するルーターのうち四十五メガビット毎秒以上の伝送速度に対応するものであって、利用者の要求に応じて、一定の伝送容量を確保する機能を有するもの）

(vi) (ix) (略)

(x) 無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるもの）

(xi) 無線アクセス通信用回線接続装置（インターネットの利用を可能とする機能を有する回線接続装置であつて、無線アクセス通信用無線設備に接続されるもの）

(xii) (xiii) (略)

(xiv) ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するものうち、インターネットに対応するものをいう。）

(xv) ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を送送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を送送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

(2) 本法第二条第一項第二号に定める電気通信設備として次に掲げ

オ 高機能ルーター（インターネットを構成するルーターのうち四十五メガビット毎秒以上の伝送速度に対応するものであって、利用者の要求に応じて、一定の伝送容量を確保する機能を有するもの）

カケ (同上)

コ 加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるもの）

サ 加入者系無線アクセス通信用回線接続装置（インターネットの利用を可能とする機能を有する回線接続装置であつて、加入者系無線アクセス通信用無線設備に接続されるもの）

シス (同上)

(新設)

(新設)

(2) 本法第二条第一項第二号に定める電気通信設備（交換設備の制御

るもの

通信網制御装置（公衆網において他の者との通信を利用者が独自に定めた電気通信番号により行い得ることとする電気通信役務その他これに類する高度な電気通信役務の提供のために必要となる制御指令信号を蓄積及び処理し、専用の回線を通じて交換設備に発信する装置のうち、二以上の中央処理装置及び四メガバイト以上の主記憶装置並びに毎秒五十万以上の命令を処理する機能を有するもの）

(3) 本法第二条第一項第三号に定める電気通信設備として次に掲げるもの

(i) (ix) (略)

(4) 本法第二条第一項第四号に定める電気通信設備として次に掲げるもの

(1) (i) に掲げる光ファイバケーブル（配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。）と光端末回線装置（学校等に設置されるものに限る。）との間を接続するもの（一の芯線を二以上の利用者が共用する区間に敷設されるものを除く。）に限る。以下「加入者系光ファイバケーブル」という。）を設置する計画と同一の計画に基づき学校等に設置されるサーバー用の電子計算機（これと同時に設置する当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバー用のオペレーティングシステム、附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含む。）のうち、加入

を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの）に係るもの

電気通信網のインテリジェント化のために必要となる通信網制御装置（公衆網において他の者との通信を利用者が独自に定めた電気通信番号により行い得ることとする電気通信役務その他これに類する高度な電気通信役務の提供のために必要となる制御指令信号を蓄積及び処理し、専用の回線を通じて交換設備に発信するもの）のうち、二以上の中央処理装置及び四メガバイト以上の主記憶装置並びに毎秒五十万以上の命令を処理する機能を有するもの）

(3) 本法第二条第一項第三号に定める電気通信設備（異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備）に係るもの

電気通信網の複合化のために必要となる次に掲げる施設  
アケケ (略)

(新設)



者系光ファイバケーブルを通じて行うロ(4)に掲げる役務の用のみ供するもの

ロ 高度通信施設により提供が可能となる役務

(1) イ(1)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、利用者が大量のデータや動画像等の情報を円滑に送受信することを可能とするサービス等、大量の情報を瞬時に伝送するサービスのみとする。

(2) イ(2)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、利用者が複数の利用者と同時に通話できるサービスや利用者が特定のグループ内で独自の番号により相互に通信を行うことを可能にするサービス等、電気通信網の高度な通信機能を活用し、電気通信の使いやすさを向上させるサービスのみとする。

(3) イ(3)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、音声、文字、画像等の異なる形式の情報を統合して伝送することにより一体的に利用できるサービス、これらの情報を伝送容量や優先度に応じて制御すること等により需要に応じて伝送するサービス等、多様な形式の情報を利用者の求めに応じて伝送するサービスのみとする。

(4) イ(4)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、大量のデータや動画像等の情報を瞬時に送信するサービスであって、次に掲げるもの(公共アプリケーション)のみとする。

(i) 学校教育及び社会教育において隔地者に対する視聴覚教育を行うために提供されるサービス

2| (同上)

前記1の高度通信施設により提供が可能となる役務としては、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 利用者が大量のデータや動画像等の情報を円滑に送受信することを可能とするサービス等、大量の情報を瞬時に伝送するサービス

(2) 利用者が複数の利用者と同時に通話できるサービスや利用者が特定のグループ内で独自の番号により相互に通信を行うことを可能にするサービス等、電気通信網の高度な通信機能を活用し、電気通信の使いやすさを向上させるサービス

(3) 音声、文字、画像等の異なる形式の情報を統合して伝送することにより一体的に利用できるサービス、これらの情報を伝送容量や優先度に応じて制御すること等により需要に応じて伝送するサービス等、多様な形式の情報を利用者の求めに応じて伝送するサービス

(新設)

<p>(ii) 医療に係る動画像等の情報を隔地者に対して送信することにより、医療に関する業務を効果的に行うために提供されるサービス</p> <p>(iii) (i)及び(ii)に附帯する業務のために提供されるサービス</p> <p>二〽三 (略)</p> <p>3  施設整備事業が行われる地域に関する事項</p> <p>一  高度通信施設整備事業が行われる地域に関する事項</p> <p>高度通信施設を可及的速やかに全国的に整備し地理的なデジタル・デ イバイドを是正することにより、我が国における高度情報通信ネットワ ーク社会の形成に寄与する観点から、施設整備事業を実施しようとする 者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「事業 者」という。)は、高度通信施設の整備が特定の地域に偏らないように 配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信施設を整備す る地域の拡大に努めるものとする。</p> <p>二〽三 (略)</p> <p>4  その他</p> <p>5  本法第四条に規定する実施計画の認定及び本法第五条に規定する実施計 画の変更等に係る手続その他必要な事項については、総務大臣が別に定め るところによる。</p>	<p>三  (同上)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>高度通信施設を可及的速やかに全国的に整備し地理的なデジタル・デ イバイドを是正することにより、我が国における高度情報通信ネットワ ーク社会の形成に寄与する観点から、事業者は、高度通信施設の整備が 特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案し つつ、高度通信施設を整備する地域の拡大に努めるものとする。</p> <p>(二) (同上)</p> <p>(三) (同上)</p> <p>四  (同上)</p> <p>(新設)</p>
---	---